



島根県報

平成18年 2月17日 (金)
第 1,752 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示	
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者福祉課) 1
土地改良区の役員の就任	(農村整備課) 2
換地計画書の縦覧	(") 2
土地改良法の規定に基づく工事完了の届出	(") 3
県営土地改良事業の工事の完了	(") 3
廃川敷地等の発生	(河川課) 3
公 告	
私立学校法第64条第 4 項の法人の寄附行為の認可	(総務課) 4

告 示

島根県告示第127号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき告示する。

平成18年 2月17日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
有限会社 アダチ	訪問介護	ヘルパーステーション しんじ	松江市宍道町佐々布2270番地2	平成18年 2月1日
株式会社 アゼーリ	訪問介護	訪問介護ステーション アゼリア	松江市黒田町475 - 7	平成18年 2月1日
株式会社 アゼーリ	通所介護	デイサービスセンター アゼリア	松江市黒田町475 - 7	平成18年 2月1日
やすぎ農業協同組合	通所介護	J A やすぎデイサービスセンターふれあい	安来市飯島町1205番地 1	平成18年 2月6日
社会福祉法人 松江福祉公社	通所介護	長命園デイサービスセンター「やくものお家」	松江市八雲町255 - 1	平成18年 2月6日
特定非営利活動法人 あだんちゃ	通所介護	デイサービス内中原	松江市内中原320 - 17 内中原ホーム	平成18年 2月6日
有限会社 KCサポート	通所介護	デイサービス なごみ	松江市黒田町30 - 4	平成18年 2月15日

島根県告示第128号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成18年2月17日

島根県知事 澄 田 信 義

松江市千酌土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

- 大西 博 松江市美保関町千酌950番地
- 佐伯 英夫 松江市美保関町千酌109番地 3
- 大西 耕 松江市美保関町千酌1097番地
- 大西 正富 松江市美保関町千酌1256番地
- 大西 秀治 松江市美保関町千酌1126番地
- 大西 諭吉 松江市美保関町千酌946番地 1
- 大西 正男 松江市美保関町千酌445番地
- 松本 義道 松江市美保関町千酌470番地
- 大西 求 松江市美保関町千酌402番地
- 松本 眞美 松江市美保関町千酌389番地

監事

- 佐伯 壹賀 松江市美保関町千酌1046番地
- 大西 三郎 松江市美保関町千酌1049番地
- 大西 幸吉 松江市美保関町千酌408番地 1

2 就任年月日

平成18年1月10日

島根県告示第129号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条第1項の規定に基づき、奥出雲町長から大谷地区の換地計画認可の申請があり、同法第52条の2第1項の規定により審査の結果これを適当と決定したから、同条第4項において準用する同法第8条第6項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該換地計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成18年2月17日

島根県知事 澄 田 信 義

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成18年2月17日から21日間

3 縦覧の場所

奥出雲町役場

島根県告示第130号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり工事完了の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成18年 2月17日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	事業名	完了年月日
松江市土地改良区	上根尾地区農道事業（基盤整備促進事業）	平成18年 1月13日

島根県告示第131号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成18年 2月17日

島根県知事 澄 田 信 義

事業名	完了年月日
悠YOUおおち北地区（谷工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成14年 3月13日
悠YOUおおち北地区（下の原工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成17年 3月 7日
悠YOUおおち北地区（渡田工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成17年 3月 7日
都治地区（1工区）区画整理事業（県営経営体育成基盤整備事業）	平成17年 5月11日
都治地区（3工区）区画整理事業（県営経営体育成基盤整備事業）	平成17年 3月 7日
都治地区（4工区）区画整理事業（県営経営体育成基盤整備事業）	平成17年11月28日
小田地区区画整理事業（県営経営体育成基盤整備事業）	平成17年12月12日

島根県告示第132号

河川改修工事の施行に伴い、廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、島根県土木部河川課及び島根県川本土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成18年 2月17日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 河川の名称
 - 一級河川江の川水系旅迫川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
 - 平成18年 2月17日
- 3 廃川敷地等の位置
 - (1) 邑智郡邑南町阿須那1131番 8
 - (2) 邑智郡邑南町阿須那1131番 9
 - (3) 邑智郡邑南町阿須那1131番10
 - (4) 邑智郡邑南町阿須那1131番11
 - (5) 邑智郡邑南町阿須那1172番 5
 - (6) 邑智郡邑南町阿須那1171番 2 地先

- (7) 邑智郡邑南町阿須那1183番 5
- (8) 邑智郡邑南町阿須那1184番 5
- (9) 邑智郡邑南町阿須那1184番 6
- (10) 邑智郡邑南町阿須那1183番 5 地先
- (11) 邑智郡邑南町阿須那1185番15地先
- (12) 邑智郡邑南町阿須那1131番12

4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 722.89平方メートル

公 告

私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第5項において準用する同法第31条第1項の規定により平成18年2月9日同法第64条第4項の法人の寄附行為を認可したので、私立学校法施行細則（昭和25年島根県規則第105号）第4条第1項の規定により公告する。

平成18年2月17日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 種別
私立学校法第64条第4項の法人
- 2 名称
学校法人平成坪内学園
- 3 目的
教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うため私立学校を設置すること。
- 4 所在地
島根県松江市東朝日町75番地12
- 5 設立代表者
坪内浩一
- 6 設置する学校
専門学校島根自動車工学専門大学校
- 7 収益事業
なし
- 8 役員
理事 5人以上7人以内
監事 2人